

# 奈良県公共事業評価監視委員会 委員

(平成20. 21年度)

職 名	専 門 分 野	氏 名	任 期	備 考
京都大学名誉教授 鳥取環境大学教授	公共事業全般、農業土 木学、灌漑排水学	三野 徹	平成20年8月1日～ 平成22年3月31日	
奈良教育大学 教育学部 教授	自然環境	前田 喜四雄	平成20年8月1日～ 平成22年3月31日	
奈良産業大学 ビジネス学部 准教授	財政学、地方財政	三浦 晴彦	平成20年8月1日～ 平成22年3月31日	
奈良県立大学 地域創造学部 准教授	地域学・地域史	戸田 清子	平成20年8月1日～ 平成22年3月31日	
(財)南都経済センター 顧問	経済全般	柳谷 勝美	平成20年8月1日～ 平成22年3月31日	
三住法律事務所 弁護士	法律全般	藤次 芳枝	平成20年8月1日～ 平成22年3月31日	
㈱読売奈良ライフ 代表取締役社長	文化・観光	朝廣 佳子	平成20年8月1日～ 平成22年3月31日	

(順不同)

## 平成20年度 第5回 奈良県公共事業評価監視委員会 議事概要

1. 日 時 平成21年3月30日(月) 13時30分～15時30分
2. 場 所 奈良県経済倶楽部 大会議室
3. 出席者
  - ・ 委員 (敬称略)
    - 三野 徹、前田喜四雄、戸田 清子
    - 柳谷 勝美、朝廣 佳子
    - 三浦 晴彦(欠席)、藤次 芳枝(欠席)
  - ・ 奈良県 土木部次長、技術管理課、河川課
4. 議 事

### (1) 奈良県公共事業評価監視委員会について

- 1) 平成20年度 第4回奈良県公共事業評価監視委員会の議事概要の確認
- 2) 平成20年度 第4回奈良県公共事業評価監視委員会の資料の訂正
- 3) 平成20年度 再評価等対象事業の一覧説明

### (2) 河川事業の再評価について

- 1) 都市一般河川改修事業 一級河川 高田川 の再評価資料の説明
- 2) 都市一般河川改修事業 一級河川 高田川 の再評価に関する審議  
各委員から次の事項に関して質疑、意見等があった。
  - 河川改修に加えて、公園、遊歩道等の計画はあるのか。  
→ 事業区間には公園、遊歩道はありませんが、環境等に配慮し、緑化しやすい護岸ブロックで整備しています。
- 3) 意見集約  
継続を妥当とする。
- 4) 都市一般河川改修事業 一級河川 尾張川 の再評価資料の説明
- 5) 都市一般河川改修事業 一級河川 尾張川 の再評価に関する審議  
各委員から次の事項に関して質疑、意見等があった。

- バイパス区間が完成したら現河川は廃川となるのか。また管理は誰が行うのか。  
→ 現河川は一部水路として残り、市町村が管理を行う。
- 6) 意見集約  
継続を妥当とする。
- 7) 都市基幹(床上)河川改修事業 一級河川 葛下川 の再評価資料の説明
- 8) 都市基幹(床上)河川改修事業 一級河川 葛下川 の再評価に関する審議  
各委員から次の事項に関して質疑、意見等があった。
  - 平成22年度完成予定とあるが、予定通りか。  
→ 現在の事業区間である熊谷川合流地点の上流に位置する国道165号までの河川改修は平成22年度に終了する予定。  
現在香芝市より、上流地域での浸水被害対策の要望が上がっており、引き続き事業区間を延伸し、着手していく予定。
  - バイパス河川をつくることで、旧河川の管理、水質等はどのようになるのか。  
→ 先の議題と同様に、旧河川は市に移管する。水質については、下水道整備等と協力しながら改善にあたっていく。
  - この工事によって、このあたりに歴史的遺構に影響がでることはないのか。  
→ 着手前に文化財調査を行っているが、特に影響があるものはなかった。
- 9) 意見集約  
継続を妥当とする。
- 10) 都市基幹河川改修事業 一級河川 曾我川 の再評価資料の説明
- 11) 都市基幹河川改修事業 一級河川 曾我川 の再評価に関する審議  
各委員から次の事項に関して質疑、意見等があった。
  - 事業開始から50年で計画の半分の進捗ということだが、用地交渉が難航したことが原因か、時間の経過による周辺環境の変化が原因か。  
→ 計画区間が長いことが原因である。これに加えて河川改修は下流から改修していくことが原則であるので、改修していく中で橋の架け替えや井堰管理者との調整、用地買収の難航があれば、これらに対応し時間がかかることもある。
- 12) 意見集約  
継続を妥当とする。
- 13) 都市基幹河川改修事業 一級河川 葛城川 の再評価資料の説明
- 14) 都市基幹河川改修事業 一級河川 葛城川 の再評価に関する審議  
各委員から次の事項に関して質疑、意見等があった。

- 用地交渉はなぜ難航しているのか。  
→ 早く解決したいと考えているが、現在の土地利用から、移転先の確保が困難なため交渉がまとまっていない。
- 「ふるさとの川整備事業のモデル河川」とあるが、指定された川と指定されていない川では何が違うのか。  
→ 指定の有無に関わらず、河川整備にあたっては治水対策だけではなく、利水、環境、親水性に配慮しながら事業を行っているが、葛城川についてはモデル河川に指定することで、他の河川より親水性を前面に出した整備を行っている。

15) 意見集約  
継続を妥当とする。

16) 都市基幹河川改修事業 一級河川 安位川 の再評価資料の説明

17) 都市基幹河川改修事業 一級河川 安位川 の再評価に関する審議  
各委員から特に質疑、意見等はなかった。

18) 意見集約  
継続を妥当とする。

### (3) 全体を通しての質疑、意見

1) 各委員から次の事項に関して質疑、意見等があった。

- 大和川の水質問題について、県・市町村の施策、県民意識を高めるための取り組みにもっと力を入れてほしい。  
→ 水質汚濁の発生源の約80%は家庭からの雑排水であることから、下水道の整備を行っている。また、家庭で取り組める環境対策のPRキャンペーンを行う等の活動や大和川清流復活大作戦として市町村や関係団体と大和川の水質改善に取り組んでいる。
- 河川整備計画の策定にあたって、国や市町村の調整に時間を要していると話が出てきたが、どのような内容か。  
→ 曾我川の改修においてある市町村から廃校となった学校敷地を遊水池にできないかと相談があったが、必要な容量や費用対効果が得られないため実現しなかった。葛下川においては、先にも出たように事業区間より上流でも浸水被害が見られるため事業区間の延伸を検討してほしいと市から要望があり、計画区間の延伸を行った。  
また、広瀬川について、当初計画どおりに合流すると曾我川の計画堤防断面を減らすことになるため、計画の見直しを行い、国と調整を行っている。
- 河川の改修目的として、治水対策以外にも親水性や景観性が挙げられているが、今日の議題の河川において、具体的な事例をひとつ挙げてほしい。  
→ 例えば、高田川において今回説明した区間より少し上流において大中公園

付近で川におりて散策できる施設がある。葛下川は今回説明した区間の下流で遊歩道を整備している。葛城川では公園整備を行っている。ただし、集中豪雨が近年多発していることなどにより、川の中で遊んでいる最中の事故も発生しているため、親水施設の計画には十分留意していきたい。

- 親水施設の設置計画における洪水時の対策についてはどう考えているのか。  
→ この4月1日から河川情報システムを改良し、携帯電話へ水位情報についてメールを配信するサービス等を開始する予定。これを活用することで、親水と川の安全を両立していきたい。
- 景観、生態系、安全安心等を十分検討し、整備を進めてください。
- 河川事業に限定した話ではなく、公共事業全般について、奈良にふさわしい歴史や自然とのふれあいをポイントにした計画をたてて頂きたい。

#### (4) その他

- 会長より、本日の審議内容、結果の確認。

平成21年度 再評価等対象事業一覧および審議状況 (案)

平成21年11月19日現在

	種別	事業名称	事業主体 (県・市町村)	事業箇所	適用	備考
第1回	下水道	都市水環境整備事業 (公共下水道)	安堵町	安堵町内 (大和川上流第一処理区)	④	【11月19日(木)】
		都市水環境整備事業 (特定環境保全公共下水道)	安堵町	安堵町内 (大和川上流第一処理区)	④	
		未普及解消下水道事業 (公共下水道)	吉野町	吉野町内 (吉野川処理区)	④	
		未普及解消下水道事業 (特定環境保全公共下水道)	吉野町	吉野町内 (吉野川処理区)	②	
		未普及解消下水道事業 (公共下水道)	大淀町	大淀町内 (吉野川処理区)	④	
		未普及解消下水道事業 (特定環境保全公共下水道)	大淀町	大淀町内 (吉野川処理区)	②	
		未普及解消下水道事業 (公共下水道)	下市町	下市町内 (吉野川処理区)	④	
ほ場整備	県営ほ場整備事業	県	田原南地区(奈良市)	②		
林道	林道開設	県	林道川股天辻線 (五條市・天川村)	④	9事業	
第2回	道路	道路改築	県	大宮道路(奈良市)	④	【1月頃】
	土地区画 整理	土地区画整理事業	奈良市	JR奈良駅南地区	②	
			香芝市	五位堂駅前 北第二地区	②	
	街路	連続立体関連 公共施設整備事業	県	大森高畑線外1線	②	
河川	総合流域防災事業	県	能登川 (奈良市南京終地内)	経過報告	1事業	
平成21年度 総 括						
再評価 13事業					経過報告 1事業	
県 … 4事業 市町村 … 9事業						

再評価の該当要件

- ①事業採択後5年間を経過した時点で、未着工の事業
- ②事業採択後10年間を経過した時点で、継続中の事業
- ③事業採択前の準備・計画段階(ダム事業の実施計画、道路・街路事業の着工準備費等)  
で、5年間が経過している事業
- ④再評価実施後一定期間が経過している事業(いわゆる再々評価)
- ⑤その他